

## 令和5・6年度 竹富町物品調達等入札参加資格審査申請手続要領

令和5・6年度に竹富町の発注する物品調達等（物品の製造、買入れ、借入れ、売払い、役務の提供）に入札参加を希望する者は、以下の要領を参照のうえ資格審査申請書を提出して下さい。

### 1. 受付期間等について

#### (1) 受付期間

令和5年1月20日(金)～令和5年2月24日(金)（閉庁日を除く）

※郵送の場合締め切り日、消印有効

#### (2) 受付方法

① 郡内業者（竹富町内及び石垣市内に主たる営業所（本店・支店等））については、持参、又は郵送による受付とします。

② 郡外業者（県内・県外）は、郵送による受付とします。

※郡内在住者で行政書士等の代理持参は可とします。

#### (3) 受付場所及び郵送提出先

①受付場所 竹富町 総務課

②受付時間 午前9時～午前11時30分 午後1時30分～午後4時

※申請書の記載内容について説明できる方が持参すること。

#### ③郵送提出先

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地の1

竹富町 総務課 入札参加資格審査係 宛

#### (注意事項)

1. 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、配達記録が追跡できる方法で郵送してください。（レターパック、書留等）

2. 書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。

3. 訂正がある場合は再提出が必要となりますので、早めに提出してください。

4. 書類の受領確認については電話では行いません。申請書（副）に受付印を押印し返却しますので、返信先を記入し切手を貼付した返却用封筒又はレターパックを同封してください。

※申請書類一式（副）を返却の場合はレターパックを同封してください。

(4) 登録の有効期間 令和5・6年度の名簿登録の日から次期名簿登録の日の前日まで

2. 入札参加資格審査を受けることができない者について、次のいずれかに該当する場合は申請を受付できません。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当する者

- (2) 申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合においてこれらを得ていない者
- (4) 原則として、同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条第1項各号に該当する者
- (6) 竹富町暴力団排除条例（平成23年竹富町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- (7) 納付すべき税を滞納している者

### 3. 提出書類及び記載要領について

#### (1) 提出書類

- ① 物品調達等入札参加資格審査申請書（様式第1号）
  - ② 主な受注実績一覧（直近2年間分）
  - ③ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合においては、これを受けたことを証明する書類の写し ※申請書記載要領9. の例示参照
  - ④ 登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
  - ⑤ 委任状（支店、営業所等に委任する場合）（様式第2号）
  - ⑥ 直前営業年度の財務諸表（個人にあつては、営業収支計算書）※複写可
  - ⑦ 納税証明書（3カ月以内）
    - ・市町村民税納税証明書（町内に本店、営業所等がある業者は町の証明書添付）  
（固定資産税、法人町民税、軽自動車税）
    - ・県税納税証明書（法人（個人）事業税及び法人（個人）県民税）（写し可）
    - ・国税納税証明書（法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税）（写し可）
  - ⑧ 印鑑証明書 ※原本
  - ⑨ 別添の提出書類チェックシートにて内容を確認し、併せて提出お願いします。
  - ⑩ 返信用封筒 ※84円切手を添付し、宛名記入のこと  
※申請書類一式（副）を返却の場合はレターパック
- (2) 物品調達等入札参加資格審査申請書（様式第1号）については、記載要領を参照してください。

### 4. 申請の方法について

- (1) 書類は申請書・添付書類（①～⑩）の順にインデックスで表示し、A4ファイル（色は自由）に綴じ込んで提出すること。尚、ファイルの表と背表紙に会社名を記入してください。  
※A4ファイルと併せて提出書類全てのスキャンデータ（PDF）をCD-R等にてご提出下さい。
- (2) 提出部数 A4ファイル1部、提出書類一式のスキャンデータ

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後申請者へ入札参加資格審査合格通知書にて通知します。尚、通知書は変更届提出時や入札参加時に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

※提出書類の返信用封筒が添付されていない場合は、直接受取りに来ていただきますのでご了承ください。

5. 申請後の変更等について

申請書の提出後に次の事項に変更があった場合は、速やかに物品調達等入札参加資格審査申請書変更届（様式3号）を提出してください。尚、変更内容を証明する書類（登記簿謄本等）を添付してください。

	変 更 事 由	添付（確認）書類
①	商号及び所在地の変更	登記簿謄本、若しくは現在事項全部証明書
②	代表者の変更	登記簿謄本、若しくは現在事項全部証明書
③	支店（所在・名称）の変更	登記簿謄本、若しくは現在事項全部証明書
④	代理人の変更	委任状、使用印鑑
⑤	個人から法人への組織変更	登記簿謄本、若しくは現在事項全部証明書
⑥	廃業又は業務停止	変更届又は廃業届出書(写し可)
⑦	電話番号・FAX 番号	変更届
⑧	第1種目を除く営業種目	営業に関する許可証、認可証等の写し

申請書の記載要領

1. 申請書の日付は、申請する日を記入してください。

※申請書の印鑑は、法人の場合は登記印鑑、個人の場合は実印を押印してください。

2. 営業種目は3種目まで登録できます。

※別表の「業種区分表」を参照して、記入例に従い、種別及び種目を記入してください。

(記入例) 第1種目を事務機器、第2種目をOA機器、第3種目をその他で登録する場合

	第1営業種目 (主な営業種目)	第2営業種目 (兼業種目)	第3営業種目 (兼業種目)
種別・種目番号	1 - 2	1 - 3	1 5 - 9
種目名	事務機器	OA 機器	その他

※入札参加資格者名簿への登録は、第1営業種目で業種を区分し登録するので、主要なものを第1営業種目として記入してください。

※第2、第3営業種目は、「兼業種目」として名簿に登録します。

3. 支店・営業所等は一度に4つまで登録できます。
4. 自己資本額は、法人は、貸借対照表の純資産合計額を記入してください。  
個人は、貸借対照表の純資産合計額から事業主貸の額を引いた額を記入してください。  
 (千円未満は切り捨てて記入すること。)
5. 営業の沿革は、現在継続している営業を開始した年月日及び営業年数を記入してください。
6. 経営比率(流動比率)は、貸借対照表に記載されている流動資産及び流動負債を記入して計算してください。(千円未満を切り捨てて記入すること。)  
 また、経営比率は小数点第1位まで記入し、小数点第2位以下は切り捨てて記入してください。(例: 151.77% ⇒ 151.7%)
7. 営業実績は、損益計算書の売上高の金額と一致させてください。ただし、物品関係に限った実績を記載するため、物品関係以外の営業を行っている場合は、損益計算書の売上高と一致しないこともあります。(千円未満は切り捨てて記入すること。)  
 ※沖縄県の欄は県の機関、国の欄は国の機関、市町村の欄は沖縄県内の市町村の機関、その他の欄は他の地方公共団体及び民間企業に対する営業実績を記入してください。
8. 総従業員数は、申請日の前日における常勤職員の人数を記入してください。  
 ※従業員数には、代表者や役員等を含めて記入してください。  
 ※「その他」の欄には、営業職員、代表者や役員等の人数を記入してください。
9. 竹富町物品調達等入札参加資格審査申請要領3-(1)-②の営業に必要な許可又は認可を得たことを証する書類の写しとは、下記のような書類をいいます。  
 (例示)
- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ・高度管理医療機器等販売業許可証 | ・毒物劇物一般販売業登録票      |
| ・医療機器製造業許可証      | ・毒物劇物製造業登録票        |
| ・医療機器製造販売業許可証    | ・石油販売業開始届出書        |
| ・特定計量器販売事業届出書    | ・揮発油販売業者登録通知書      |
| ・計量器製造事業登録証      | ・液化石油ガス販売事業登録通知書   |
| ・自動車分解整備事業認証書    | ・産業廃棄物収集運搬業許可証     |
| ・小型船造船業登録済証      | ・産業廃棄物処分業許可証       |
| ・造船設備新設許可書       | ・廃棄物再生事業者登録証明書     |
| ・医療品販売業許可証       | ・米穀の出荷又は販売事業開始届出済書 |

問い合わせ先	〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番地の1 竹富町役場 総務課 TEL：0980-83-1149（直通） FAX：0980-82-6199
--------	---